

# 福井県生活学習館自動販売機設置事業者募集概要

## 1 公募物件

自動販売機の設置に係る県有財産の貸付

## 2 貸付物件

物件番号	地域要件	所在地	施設名	設置場所	設置台数	貸付面積
1	B	福井市下六条町 14-1	福井県生活学習館	1階交流ロビー	1	1.20 m <sup>2</sup> (幅 1.5m × 奥行 0.8m)
2	B	福井市下六条町 14-1	福井県生活学習館	1階交流ロビー	1	0.96 m <sup>2</sup> (幅 1.2m × 奥行 0.8m)
3	B	福井市下六条町 14-1	福井県生活学習館	3階自動販売機コーナー	1	0.96 m <sup>2</sup> (幅 1.2m × 奥行 0.8m)

※貸付面積には空き容器回収箱の設置面積を含みます。

## 3 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者（第 2 項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 法人にあつては福井県内に事業所を置いていること。個人にあつては福井県内で事業を営んでいること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- (7) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

## 4 応募条件（事業者の地域要件）

設置事業者の申込みについては次の 2 つの地域要件に区分するものとします。

<地域要件 A>

福井県内に事業所を置いている法人。

<地域要件 B>

本店の所在地が福井県内にある法人。福井県内で事業を営んでいる個人。

※地域要件 A に該当する事業者は地域要件 A の物件のみ応募可能です。

地域要件 B に該当する事業者は地域要件 A、B どちらの物件にも応募可能です。

## 5 募集要項・契約条項等を配布する場所および日時

- (1) 場所 福井県生活学習館 男女参画・企画管理課（福井市下六条町 14-1）
- (2) 日時 平成 31 年 2 月 5 日（火）から 3 月 12 日（火）の 9 時～12 時、13 時～17 時  
※ただし、次の休館日を除く。  
2 月 12 日（火）、17 日（日）、18 日（月）、25 日（月）  
3 月 4 日（月）、11 日（月）

## 6 応募申込書の提出方法

持参または郵送による

## 7 応募申込書の受付場所および日時

- ① 持参の場合 場所 福井県生活学習館 男女参画・企画管理課  
日時 平成 31 年 3 月 5 日（火）から 3 月 12 日（火）の 9 時～12 時、13 時～17 時  
※ただし、次の休館日を除く。  
3 月 4 日（月）、11 日（月）
- ② 郵送の場合 送付先 〒918-8135 福井市下六条町 14-1 福井県生活学習館 男女参画・企画管理課  
日時 平成 31 年 3 月 5 日（火）から平成 31 年 3 月 12 日（火）17 時まで必着  
※簡易書留または書留により送付してください。

## 8 契約書の作成の要否

要

## 9 その他

- ・貸付の詳細については配布する福井県生活学習館自動販売機設置事業者募集要項をはじめ公募関係書類を十分確認のうえ、応募してください。
- ・貸付契約額は、応募申込書に記載された額に消費税等（※1）相当額を加算した額とするので、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を減算して得た金額を応募金額（総額）欄に記載してください。  
なお、契約期間中に消費税率の改定が行われた場合には、貸付契約金額に係る消費税率等については改定後の税率により計算するものとします。（※2）  
※1…消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税  
※2…現行8%、H31.10.1以降の期間については10%
- ・設置事業者の責に帰すべき理由または設置事業者の都合により契約解除した場合は、契約総額の100分の10に相当する額を違約金として徴収しますのでご注意ください。

## 10 問い合わせ先

福井県生活学習館 男女参画・企画管理課（福井市下六条町14-1）

電話 0776-41-4200

## 福井県生活学習館自動販売機設置事業者募集要項

### 1 貸付物件概要

別添公募物件説明書のとおり。

### 2 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者が応募資格を有します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者（第 2 項各号のいずれかに該当した者であつて、その事実があつた後 2 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 法人にあっては福井県内に事業所を置いていること。個人にあっては福井県内で事業を営んでいること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- (7) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

### 参考 地方自治法施行令抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたときまたは公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### 3 応募条件（事業者の地域要件）

設置事業者の申込みについては次の2つの地域要件に区分するものとします。

#### <地域要件A>

福井県内に事業所を置いている法人。

#### <地域要件B>

本店の所在地が福井県内にある法人。福井県内で事業を営んでいる個人。

※地域要件Aに該当する事業者は地域要件Aの物件のみ応募可能です。

地域要件Bに該当する事業者は地域要件A、Bどちらの物件にも応募可能です。

### 4 自動販売機の設置条件

#### (1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、福井県が設置事業者に対し、行政財産である土地もしくは建物の一部を賃貸する方法により行います。

#### (2) 貸付期間

別添公募物件説明書のとおりとします。

なお、貸付契約期間の更新はありません。（契約期間満了後は新たに公募を行います。）

#### (3) 貸付料

貸付料は公募により決定した額とします。

#### (4) 必要経費

自動販売機の設置および撤去に必要な経費は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において専用メーター（子メーター）を設置し、それによる実費を福井県が指定する日までに納入してください。

#### (5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

#### (6) 利用上の制限

契約期間中は次の事項を遵守してください。

ア 契約書の貸付条件を遵守し、貸付料および光熱水費を期限までに確実に納入すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の設置および管理運営に必要な一切の業務を福井県の承諾なく第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間および経路については福井県の指示に従うこと。

オ 販売品目は清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。

カ 販売価格は標準小売価格以下の価格とすること。

キ 設置事業者は本件賃借に係る自動販売機の売上金額、売上数量等を、別に指定する期日までに福井県に報告すること。

## (7) 維持管理

契約期間中は次の事項を遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する商品の使用済容器回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

## (8) 契約の解除

契約した貸付期間にかかわらず、次の場合は福井県が契約を解除することがあります。

- ア 福井県において貸付物件を公用または公共用に供するため必要とするとき、その他必要が生じたとき。
- イ 設置事業者が契約に定める義務を履行しないとき。
- ウ 設置事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。
- エ ア、イ、ウのほか、設置事業者の責に帰すべき事由により、福井県が契約を継続しがたいと認めたとき。

また、設置事業者は貸付期間にかかわらず、いつでも本契約を解除することができます。

ただし、この場合において、設置事業者は契約を解除する3か月前までに書面にて福井県に通知することとし、**契約総額の100分の10に相当する額を違約金として徴収しますので、ご注意ください。**上記イ～エの場合も同様です。

## (9) 貸付料の返還

上記(8)アにより契約が解除された場合の既納貸付料については、日割りにより返還することとします。(ただし10円未満の端数は切捨て)

なお、上記(8)イからエまでのいずれかの理由により契約解除された場合または設置事業者の自己都合により契約解除された場合においては、既納貸付料は返還しません。

## (10) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了したとき、または契約が解除された場合は速やかに原状回復してください。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とします。

## 5 応募申込書の受付

### (1) 提出方法・提出先

①持参の場合 生活学習館 男女参画・企画管理課（福井市下六条町14-1）

②郵送の場合 〒918-8135 福井市下六条町14-1

生活学習館 男女参画・企画管理課 あて

※封筒に「応募申込書 在中」と朱書きしてください。

※簡易書留または書留により送付してください。

## (2) 受付期間

①持参の場合 平成31年3月5日(火)から3月12日(火)までの  
9時～12時、13時～17時

※ただし、休館日の3月4日(月)および11日(月)を除く。

②郵送の場合 平成31年3月5日(火)から3月12日(火)17時まで(必着)

## (3) 提出書類

ア 福井県生活学習館自動販売機設置事業者応募申込書提出票(様式第1号)

イ 応募申込書(様式第2号)

ウ 誓約書(様式第3号)

エ 販売品目一覧(様式第4号)

オ 設置する自動販売機のパンフレット

カ 福井県の全ての県税に滞納がない旨の証明書(コピー可) ※発行後3か月以内のもの

キ 証明書類(コピー可) ※発行後3か月以内のもの

法人の場合・・・法人登記簿本(履歴事項全部証明書)

個人の場合・・・住民票

ク 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていることを証する書類の写し

## 6 応募申込書に記載する金額

(1) 応募金額(総額)を百円単位で記入してください。

(2) 契約金額は応募申込書に記載された額に消費税等(※1)相当額を加算した額とするので、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税等相当額を減算して得た金額を応募申込書に記載してください。

なお、契約期間中に消費税率の改定が行われた場合には、契約金額に係る消費税率等については改定後の税率により計算するものとします。(※2)

※1…消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税および地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税

※2…現行8%、H31.10.1以降の期間については10%

(3) 応募金額(総額)には光熱水費は含まないものとします。

## 7 設置事業者の決定

(1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とします。

(2) 選定対象者のうち、県が販売品目等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、県が定めた最低貸付料以上で、最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者とします。ただし、最高価格の応募が二者以上ある場合は当該応募者申込立会いのもと、くじにより選定します。

(3) 設置事業者の決定は3月13日頃を予定しています。決定後、設置事業者に決定した者にのみ結果を通知します。

## 8 設置事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ア 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付の手続に応じなかった場合
- イ 設置事業者が応募者の資格を失った場合

## 9 貸付契約の締結

- (1) 設置事業者は福井県が定める期日までに契約書を作成し、契約を締結してください。
- (2) 契約の締結および履行による費用については、すべて設置事業者の負担とします。
- (3) 契約締結は応募申込者名義で行います。

## 10 契約保証金

免除

## 11 貸付料の納付

福井県が発行する納入通知書により年度ごと一括納付していただきます。

## 12 その他

応募に必要な書類の様式（第1号～4号）のデータ配布を希望する方は、メールアドレス・連絡先を記入してFAXにてその旨ご連絡ください。

貸付物件（自動販売機設置場所）については、公募物件説明書等を参考に、なるべく現地において確認を行ってください。

なお、現地確認の際には職員が立会いますので、事前に連絡をお願いします。

## 13 問合せ先

福井県生活学習館 男女参画・企画管理課

〒918-8135 福井市下六条町14-1

TEL 0776-41-4200

FAX 0776-41-4201

## 福井県生活学習館自動販売機設置事業者応募申込書提出票

1. 申込者住所または所在地  
氏名または名称

2. 連絡先（電話番号）  
担当者名

3. 応募物件 応募する物件の「応募物件欄」に○を付けること

応募物件	物件番号	施設名	設置場所	台数
	1	福井県生活学習館	1階交流ロビー	1
	2	福井県生活学習館	1階交流ロビー	1
	3	福井県生活学習館	3階自動販売機 コーナー	1

4. 送付書類一覧 提出する書類の「チェック欄」に○を付けること

※備考欄ゴシックは留意点

チェック欄	書類名	部数	備考
	応募申込書（様式第2号）		※物件ごとに提出
	誓約書（様式第3号）	1	※応募物件数に関わらず提出は1部でよい
	販売品目一覧（様式第4号）		※物件ごとに提出
	自動販売機のパンフレット		※物件ごとに提出
	福井県の全ての県税に滞納がない旨の証明書	1	※発行後3か月以内のもの ※応募物件数に関わらず提出は1部でよい ※コピー可
	法人登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）		※発行後3か月以内のもの ※法人事業者の場合 ※応募物件数に関わらず提出は1部でよい ※コピー可
	住民票		※発行後3か月以内のもの ※個人事業者の場合 ※応募物件数に関わらず提出は1部でよい ※コピー可
	許認可書等の写し		※販売について許認可等を要する場合



# 応募申込書

平成 年 月 日

福井県生活学習館長 様

申込者 住所または所在地  
氏名または名称  
および代表者名

印

福井県生活学習館自動販売機設置事業者の募集について募集要項および公募物件説明書の内容を承知の上、物件番号\_\_\_\_\_番について、下記のとおり申し込みます。

記

【 物件番号 番 】

		千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壹	
応募金額 (総額)	¥									円

上記応募金額（総額）の算出根拠

2019年4月1日～2020年3月31日 金 円  
2020年4月1日～2021年3月31日 金 円  
2021年4月1日～2022年3月31日 金 円

- ・ 応募金額総額を百円単位で記入してください。
- ・ 契約金額は応募金額（総額）に消費税等（※1）相当額を加算した額とするので、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を減算して得た金額を応募金額（総額）欄に記載してください。
- ・ 契約期間中に消費税率の改定が行われた場合には、契約金額に係る消費税率等については改定後の税率により計算するものとします。（※2）

※1…消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税

※2…現行8%、H31.10.1以降の期間については10%

## 誓約書

私は、福井県生活学習館が実施する自動販売機設置事業者募集への応募申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、福井県生活学習館自動販売機設置事業者募集要項および公募物件説明書を十分理解し、承知の上で申込みます。
- 2 福井県生活学習館自動販売機設置事業者募集要項「2 応募資格要件」に掲げる要件をすべて満たします。
- 3 設置事業者の決定に関して、決定金額および設置事業者の法人・個人の別を福井県が公表することに同意します。

福井県生活学習館長 様

平成 年 月 日

氏名または名称  
および代表者名

印

販売品目一覧

物件番号 番

申込者氏名または名称

メーカー名	商品名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準小売 価格 (円)	販売価格 (円)	備 考
<記入例>						
〇〇飲料(株)	△茶	500ml	ペット	150	150	ホットおよび コールド対応
〇〇飲料(株)	△コーヒー	250ml	缶	120	120	ホットおよび コールド対応

(注) 商品名・容器の種類等は具体的に記入すること。

福井県生活学習館自動販売機設置事業者募集要項 公募物件説明書

物件 番号	地域 要件	施設名	所在地	設置場所	貸付面積(m <sup>2</sup> )		貸付期間	販売品目	販売容器	販売価格	消費税 の課 税・非 課税の 別	その他	参考データ					
					幅(m)	奥行(m)							施設の状況		当該公募対象自動販売機の状況		公募対象以外の自 動販売機の設置状 況	
													職員数および 開庁時間	施設利用者 数	売上実績 (H30.4.1～ H30.12.31)	販売価格		
1	B	生活学習館 (ユー・アイふくい)	福井市下六条町14-1	1階交流ロビー	1.5	× 0.8	1.2	H31.4.1～ H34.3.31	お茶・ ジュース・ コーヒー・ 清涼飲料水	缶・ベッ トボトル などの密 閉容器	標準小売価格以 下とすること。	課税	—	<職員数> 56人	年間延べ 約151,000人	10,012本	500mlペット 130円 350ml缶 120円	—
2	B	生活学習館 (ユー・アイふくい)	福井市下六条町14-1	1階交流ロビー	1.2	× 0.8	0.96	H31.4.1～ H34.3.31	牛乳・コー ヒー	紙パック・ チルドパッ ク		課税	—	<開館時間> 月曜、第3日 曜、 祝日の翌日、 年末年始を除く 9:00～21:00	年間延べ 約151,000人	2,745本	紙パック 100円	—
3	B	生活学習館 (ユー・アイふくい)	福井市下六条町14-1	3階自動販売機コーナー	1.2	× 0.8	0.96	H31.4.1～ H34.3.31	お茶・ ジュース・ コーヒー・ 清涼飲料水	缶・ベッ トボトル などの密 閉容器		課税	—	年間延べ 約151,000人	3,052本	500mlペット 130円 350ml缶 120円	—	

※応募にあたっては物件番号ごとに応募申込書・販売品目一覧表・パンフレットを提出してください。

※貸付面積には空容器回収ボックスの設置面積を含みます。

※参考データの売上実績は、現設置事業者の申告等によるものです。

※貸付物件については、なるべく現地にて確認を行ってください。

※応募条件の地域要件Aに該当する事業者は地域要件Aの物件のみ応募可能です。

地域要件Bに該当する事業者は地域要件A、Bどちらの物件にも応募可能です。

県有建物賃貸借契約書（案）

貸付人福井県（以下「甲」という。）と借受人●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名	所在地	貸付箇所	貸付面積
福井県生活学習館	福井市下六条町14-1	○○○○○	○m <sup>2</sup> (幅○m×奥行○m)

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を「自動販売機の設置場所」として使用するものとし、この目的以外に使用してはならない。

2 乙は、貸付物件を使用するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。

（契約の更新等）

第5条 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条および第29条第1項ならびに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において、本契約の更新（更新の請求および建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われぬものとする。

2 甲は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面により通知するものとする。

3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

（貸付料）

第6条 貸付料は次のとおりとする。

年度	貸付期間	貸付料（年額）
平成31年度	平成31年4月1日から 平成31年9月30日まで	金○○○○円 (うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金○○○円)
	平成31年10月1日から 平成32年3月31日まで	金○○○○円 (うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金○○○円)
年度	貸付期間	貸付料（年額）
平成32年度	平成32年4月1日から	金○○○○円

	平成 33 年 3 月 31 日まで	(うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金〇〇〇円)
平成 33 年度	平成 33 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで	金〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金〇〇〇円)
契約金額 (貸付料総額)		金〇〇〇〇円

2 公租公課の増減、経済情勢の変動等により、当該貸付料が不相当になったときは、甲乙協議のうえこれを改定することができるものとする。

3 本契約は消費税率の改定に伴う経過措置の適用はない。なお、契約期間の途中において消費税率の改定が行われた場合には、消費税率改定後の貸付料に係る消費税等については改定後の税率により計算するものとする。

(貸付料の納入)

第 7 条 乙は、前条に定める貸付料を次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により、次のとおり納入しなければならない。

年 度	納入金額	納入期限
平成 31 年度	金〇〇〇〇円	平成 31 年 4 月 30 日
	金〇〇〇〇円	平成 31 年 10 月 30 日
平成 32 年度	金〇〇〇〇円	平成 32 年 4 月 30 日
平成 33 年度	金〇〇〇〇円	平成 33 年 4 月 30 日

2 前項において納入期限とする日が金融機関の休日にあたるときは、次の営業日を納入期限の日とする。

(光熱水費の支払)

第 8 条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には光熱水費の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、当該月の光熱水費使用料の単価に基づき当該月の専用メーターの表示する使用料を計算し、四半期ごとに乙に納入通知書を送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に光熱水費を支払わなければならない。

(延滞金)

第 9 条 乙は、第 7 条および第 8 条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料および光熱水費(以下「貸付料等」という。)を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて、福井県財務規則(昭和 39 年福井県規則第 11 号)第 180 条で定める割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第 10 条 乙が貸付料等および延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等および延滞金の合計金額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第 11 条 契約保証金は免除する。

(かし担保)

第 12 条 乙は、この契約締結後、民法以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、貸付物件に数量の不足その他の隠れたかしを発見しても、貸付料の減免および損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第 13 条 乙は、貸付物件を善良な注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部または一部が滅失または毀損した場合は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(維持補修)

第 14 条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第 15 条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、またはこの契約によって生じる権利等を譲渡し、もしくはその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第 16 条 甲は、貸付物件について、随時実地調査をし、乙に対し報告または書類の提出を求めることができる。この場合において乙はその調査を拒み、妨げ、または報告を怠ってはならない。

(必要な報告)

第 17 条 乙は、毎月の自動販売機ごとの売上金額および売上数量を翌月の 20 日までに甲に対し書面により報告するものとする。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が貸付物件を公用または公共用に供するため必要とするとき、その他必要が生じたとき。

(2) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(4) 前各号のほか乙の責に帰する事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

2 前項第 1 号の規定により契約を解除する場合には、甲は、契約を解除する日の 6 ヶ月前までに、書面により乙に通知するものとする。

3 乙は、貸付期間にかかわらず、いつでも本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約を解除する日の 3 か月前までに書面により甲に通知するものとする。

(違約金)

第 19 条 乙は、前条第 1 項第 2 号から第 4 号までおよび第 3 項のいずれかの事由によりこの契約が解除された場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を甲に支払うものとする。

2 前項に定める違約金は、第 23 条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しないものとする。

(貸付物件の返還)

第 20 条 乙は、第 4 条または第 5 条第 3 項に規定する貸付期間が満了したとき、または第 18 条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件をその所在する場所において甲に返還しなければならない。

(原状回復)

第 21 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、自己の負担において貸付物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲が回復する必要がないと認めるときはこの限りでない。

(1) 乙の責に帰する事由により賃貸借物件を滅失または毀損したとき

(2) 前条の規定により貸付物件を返還するとき。

(貸付料の返還)

第 22 条 甲は、第 18 条第 1 項第 1 号の規定により、この契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割り計算により返還する。ただし、日割り計算により 10 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額を返還する。また、日割り計算により算定した額が 10 円未満である場合は返還しない。

2 甲は、第 18 条第 1 項第 2 号から第 4 号までおよび第 3 項により貸付期間満了前に契約が解除された場合は、既納された貸付料は返還しない。

(損害賠償等)

第 23 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第 24 条 乙は、第 4 条または第 5 条第 3 項に規定する貸付期間が満了したときは、貸付物件に投じた有益費、必要経費およびその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第 25 条 この契約の締結および履行に関して必要な経費は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 26 条 この契約に関して疑義が生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 27 条 この契約に関して訴訟等が生じた場合は福井地方裁判所を第 1 審の管轄裁判所とする。

(改元への対応)

第 28 条 第 4 条、第 6 条第 1 項ならびに第 7 条第 1 項の期日については、改元後の当該年度に相当する日付に読み替えるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通保管する。

平成 年 月 日

貸付人 甲 福井市下六条町 14-1

福井県生活学習館長 森近 悦治

借受人 乙



# 仕 様 書

## 1 貸付物件

施設名	所在地	貸付箇所	貸付面積
福井県生活学習館	福井市下六条町 1 4 - 1	〇〇〇〇〇	〇㎡ (幅〇m × 奥行〇m)

※貸付面積には空き容器回収ボックスの設置面積を含む。

## 2 自動販売機の設置台数 1台

## 3 貸付期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで（更新なし）

## 4 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、福井県が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行う。

## 5 貸付料

貸付料は公募により決定した金額とする。

## 6 必要経費

自動販売機の設置および撤去に必要な経費は設置事業者の負担とする。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とする。設置事業者は光熱水費の使用料を計る専用メーターを自動販売機に設置し、それによる実費を福井県が指定する日までに納入すること。

## 7 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとすること。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

## 8 利用上の制限

契約期間中は次の事項を遵守すること。

ア 入札条件を遵守し、貸付料および光熱水費を期限までに確実に納入すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の設置および管理運営に必要な一切の業務を福井県の承諾なく第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間および経路については福井県の指示に従うこと。

オ 販売品目は清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。

カ 販売価格は標準小売価格以下の価格とすること。

キ 設置事業者は本件賃借に係る自動販売機の売上金額・売上数量等を、別に指定する期日までに福井県に報告すること。

## 9 維持管理

契約期間中は次の事項を遵守すること。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する商品の使用済容器回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

## 10 毎月の報告

設置事業者は毎月の自動販売機ごとの売上金額・売上数量等を翌月20日までに書面にて福井県に報告すること。

## 11 自己都合による契約の解除

設置事業者の自己都合により貸付期間中に契約を解除する場合は、3か月前までに書面にて福井県に通知すること。

**ただし、この場合契約書に定める違約金を福井県に支払うものとする。**

## 12 貸付場所の返還および原状回復

設置事業者は、契約期間が満了または契約の解除された場合は速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とする。

## 13 自動販売機設置等に伴う事故

福井県の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

## 14 商品等の盗難および破損

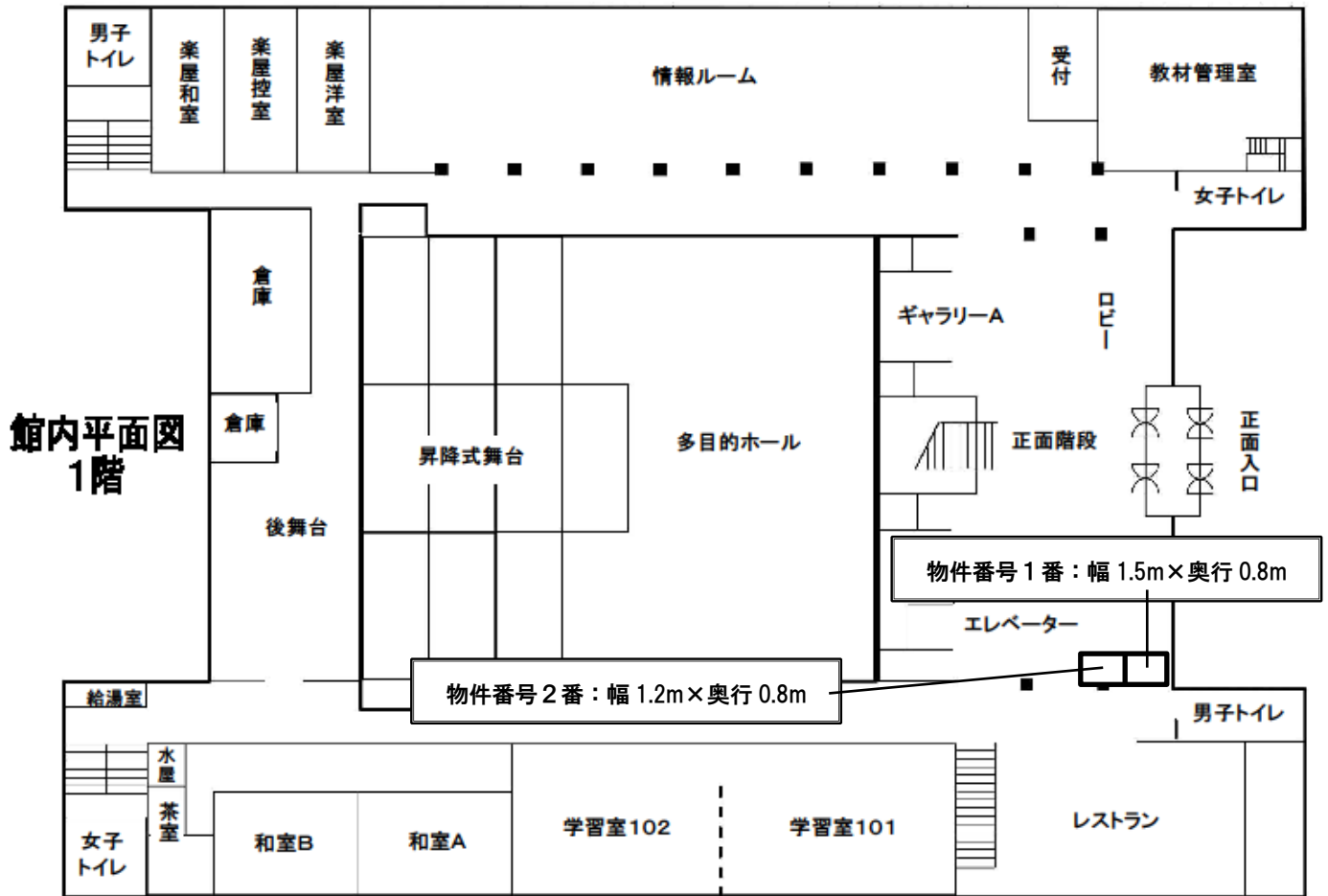
- (1) 福井県の責めに帰することが明らかな場合を除き、福井県はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は商品および自動販売機が汚損または毀損したときは自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

## 15 改元への対応

「3 貸付期間」の期日については、改元後の当該年度に相当する日付に読み替えるものとする。

《貸付物件番号;1番・2番》

自動販売機設置場所位置図



《貸付物件番号;3番》

自動販売機設置場所位置図

